

権利関係① 「契約の成立」



1. 基本用語
2. 契約の成立とは？
3. 契約に係る費用は、誰が負担する？
4. 公序良俗に反する契約をしたら、その契約は？
5. 無効と取消しの違いは？
6. 双務契約とは？片務契約とは？
7. 同時履行の抗弁権とは？

1. 基本用語(代表的なものの抜粋)

用語	意味
善意	知らない状態
善意有過失	注意不足で知らなかった状態
善意無過失	注意していたが知ることができなかった状態
悪意	知っている状態
法律行為	契約と考えればよい
債権	権利
債務	義務
対抗	主張
援用	自己の利益のためにある事実を提示し主張すること
履行	約束を果たすために実行
行使	決まったとおりにするために実行

明文化された契約自由の原則

契約締結の自由

契約内容の自由

契約相手方の自由

契約方法の自由

2. 契約とは、原則として、「申込み」と「承諾」の2つの意思表示が合致したときに成立(諾成契約)
* 民法は、原則的に契約を成立させるときに書面を必要とさせていない

～新しい名称～

かく ち しゃ

隔地者とは：意思表示が到達するまでに時間を要する者をいう

たい わ しゃ

対話者とは：意思表示が到達するまでに時間を要しない者をいう

～「申込み」について(改正点含む)～

- ① 申込みは、相手に到達して効力を生じる(到達主義)
- ② 申込みが撤回され、またはその効力が消滅後に承諾があっても契約は成立しない。
- ③ 申込みの効力消滅後に承諾した場合は、新たな申込みがあったとみなされる

～「承諾」について(改正点含む)～

- ④ 隔地者も対話者も、承諾の意思表示は、申込者に到達したときに効力を生じる(到達主義)

⑤ 申込みの撤回について承諾期間の定めがない場合

- ・相手が^{かく}^ち^{しゃ}隔地者：相当な期間を経過するまで撤回不可(但し、撤回権を留保したときは可能)
- ・相手が^{たい}^わ^{しゃ}対話者：対話継続中は撤回可能。対話継続中に申込みがなければ効力消滅(不消滅の意思が表示されたときは不消滅)

⑥ 申込みの撤回について承諾期間の定めがある場合

- ・相手が隔地者・対話者にかかわらず、承諾期間内は撤回不可(但し、撤回権を留保したときは可能)
- ・期間内に承諾がないと申込みの効力消滅

3. 契約にかかる費用は、**当事者双方平分負担**
当事者で費用負担を決めればそちらに従う
4. **公序良俗に反する契約**は、誰に対しても、**無効**
5. **無効**：はじめから、**効力が当然にない**
取消し：**取り消すまでは有効、取り消すことで無効**
に転じる
6. **双務契約**：契約の**両当事者とも義務を負う契約**
片務契約：契約の**一方当事者のみ義務を負う契約**

7. 同時履行の抗弁権とは、双務契約の一方が果たすべき履行を果たさないときに、相手が義務を果たすまで自己の履行を拒むことができること